



ホームページもご覧下さい

福島法人会

検索

<https://f-hojin.or.jp>



ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクター けんたくん

令和6年5月1日発行 第560号



私のポケット

わが家のリフォーム、と言っても大げさなものではありませんが…。

メインは台所(狭くて四帖くらいかな)。シンクを運び出し、トンカントンカン。食器棚や吊り戸棚、みるみる取り外され、なくなっていました。壁紙も剥がされ、アレッ! こんなにも狭い場所だっけ?!と驚きました。

工事が始まる前の片付けは、食器にタッパ、鍋にフライパン、ごみ袋に調味料。出てくる出てくる、すごい数でした。こんな狭い所によくぞまあと、びっくりしました。工事の間は、八帖の和室が物置となりました。

さてさて、断捨離の始まりです。いざとなると、すべてが思い出。簡単にはいきません(…が、頑張らねばなりません)。

本当は壁を取り払って、オープンキッチンにしたかったのですが、壁の中央に大事な柱があって断念! でも、新しくきれいになっていくのは楽しみ、楽しみ。

この文章を書いている時は、現在進行中。皆様がお読みになる頃は完成しています。

新しい台所で美味しい料理が作られているって… 想像にお任せします。

—が、私は料理は苦手です(笑)
(村山記)



今回は、給与の支払者が行う定額減税事務のうち、月次減税事務の手順についてご紹介します。

《月次減税事務の手順》

(1) 控除対象者の確認

まず、令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収額表の甲欄が適用される居住者の人（基準日在職者）を選び出します。

(2) 各人別控除事績簿の作成

月次減税事務においては、基準日在職者の各人別の月次減税額と各月の控除額等を管理することとなります。なお、国税庁ホームページに「各人別控除事績簿」の様式を掲載しておりますのでご活用ください。

(3) 月次減税額の計算

控除対象者ごとの月次減税額は、「同一生計配偶者と扶養親族の数」に応じて、「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額となります。

《事例》

「同一生計配偶者」：有、「扶養親族」：2名の場合

同一生計配偶者と扶養親族の数は3名となるので、月次減税額は、本人分30,000円と30,000円×3名（同一生計配偶者と扶養親族の分）の合計額120,000円となります。

(4) 給与等支払時の控除

令和6年6月1日以後に支払う給与又は賞与のうち、支給日が早いものについて源泉徴収されるべき所得税及び復興特別所得税の相当額（控除前税額）から順次、月次減税額を控除することとなります。

まず、令和6年分源泉徴収税額表を使用して控除前税額を求め、月次減税額と比較し、次の①又は②の区分により、その給与から実際に源泉徴収する税額を求めます。

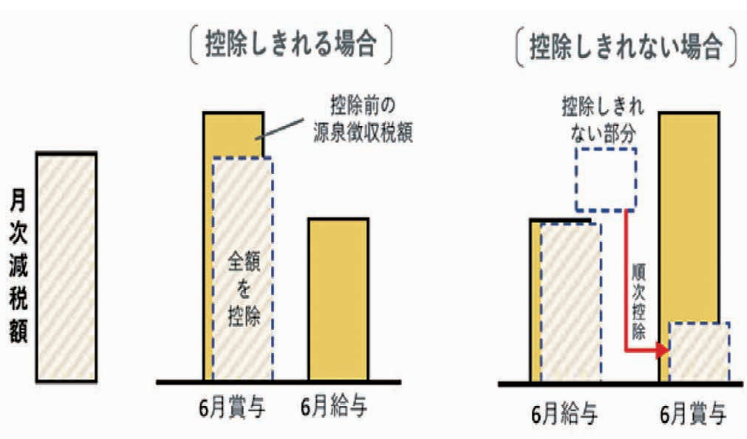
①月次減税額の金額が控除前税額の内額以下となる人の場合

控除前税額から月次減税額を控除した差額が実際に源泉徴収する税額となります。

②月次減税額の金額が控除前税額の内額を超える人の場合

初回の給与等の支払時においては、月次減税額の一部を控除しきれませんので、実際に源泉徴収する税額はないこと（0円）になります。

二回目以降の給与等の支払時においては、控除しきれない金額がなくなるまで、以後に支払う令和6年分の給与等に係る控除前税額から順次控除することとなります。



(5) 控除後の事務

①従業員の方へ交付する給与支払明細書へ控除額の表示、②「各人毎の月次減税額控除を行った後の金額」を集計した金額により、納付書の記載と納付等を行います。

県税からのお知らせ

自動車税種別割の納付は 5月31日まで

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）が納める県の税金です。

令和6年度は5月31日（金）が納期限です。最寄りの金融機関、各地方振興局県税部の窓口、コンビニのほか、地方税お支払サイトを利用したクレジットカード払いや、スマートフォン決済アプリなどでも納付できます。

納付方法の詳細については、福島県税務課ホームページをご覧ください。

なお、納税通知書は5月8日（水）に発送予定ですが、働き方改革に伴う郵便法の改正により、一般郵便物の「配達日数の繰下げ」「土曜日の配達休止」等が実施されたことから、納税通知書が届くまで10日程度要する場合があります。

※注意事項

地方税お支払サイト、スマートフォン決済アプリで納付する場合は、領収証書・納税証明書は発行されません（支払日の3開庁日後から運輸支局で電子的に納税確認ができるため、納税証明書の提示を省略できます）。

（県庁税務課）

災害時の税制上の優遇措置

本年は元日に能登半島地震が起きたこともあり、私たち東日本大震災を体験した者にとっては忘れる事が出来ない一年の始まりとなりました。

ここで災害時の税制上の優遇措置（所得税及び復興特別所得税関係）について、一部ですが述べてみたいと思います。

一つ目は、申告・納付等の期限延長です。災害等による申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには地域指定による延長と個別の申請による延長があります。地域指定による延長は、個別に手続きをする必要はありません。個別の申請による延長は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告・納付等の期限が延長されます。

二つ目は、所得税等の軽減又は免除です。災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において次のいずれかの方法で所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。

「所得税法」に定める雑損控除の方

法と「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法です。このどちらか有利な方法で所得税等の軽減等を受けられる場合があります。

雑損控除は生活に必要な資産が対象となり、控除額は①と②のうちいずれが多い方の金額となります。①は損失額から所得金額の10分の1を差し引いた金額、②は損失額のうち災害関連支出の金額から5万円を差し引いた金額になります。その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間繰越することができ、5年間の繰越は、東日本大震災又は令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害により生じた損失に限定されます。通常の繰越は3年間となります。

税金の軽減免除は住宅又は家財の損失額がその価額の2分の1以上である場合対象となります。軽減額等はその年の所得金額が500万円以下の方は、所得税等が全額免除、所得金額が500万円超750万円以下の方は、所得税等が2分の1軽減、所得金額が750万円超1000万円以下の方は、所得税等が4分の1軽減となります。減免を受けた年の翌年分以降は減免を受けられません。

東北税理士会福島支部 佐藤 晃子

令和4年度「税に関する高校生の作文」

福島地区税務関係団体協議会長賞

税のあり方

学校法人聖光学院聖光学院高等学校 二年 佐々木 亜衣

なんで消費税なんてあるのだろうか。小さい頃ずっと疑問に思っていた。だが、学校で勉強してきて分かったことがある。それは、消費税は自分たちのために使われているということだ。消費税だけではなく、所得税という、個人の所得に対してかかる税金などの税全てが、国の歳入額となる。税を自分たちのために使われていると言えるのは、国の歳出額が一番高いのが、社会保障だからだ。約三十四パーセントを占めている。公共事業や文教及び科学振興と続いている。公共施設のサービスの向上だったり、自分たちが今、学ぶ場としている学校の活性化になったりと、国や地方公共団体が行う福祉などの公共サービスや、学校などの公共施設のために使われて、税から形を変えて私たちの暮らしを支えている。

でも、問題もある。私たちの国、日本では歳出が税収等を上回る状況である。「財政赤字」が続いている。ということ、歳入額をもっと増やさなければいけなくなってくる。増やすためには、税を上げなければいけない。税を上げれば、自分たち国民がきつくなってくる。税である消費税などを上げて

いくのかそれとも、歳出額をできるだけ下げるのか。全ては国会議員が決められること。自分たちで決めることはできない。だが、全てを決める国会議員を選挙で自分たち国民が選ぶことはできる。自分もだんだん選挙権をいただく日がくるが、投票して、国民の意見を取り入れてくれそうな人に議員になってもらわないといけない。つまり、自分たち国民がこれからの二十年後、三十年後の財政を考える必要があるということ。自分たちで払って、自分たちが使っている訳だから、一人、一人が税のあり方をよく知ることが大切だと思う。

私たちが税を納めることは、憲法の中で国民の義務とされている。勤労の義務、教育の義務と並んで、納税の義務と国民の三大義務となる程、私たちが国民にとってすごく重要なもの。今、まだ自分は働いていない。これから、一人暮らしをしていく中で、大人になっていく中で、税を正しく理解することが大切だと思う。これから、日本で生きていく中で一生、税と付き合っていく。少しでも、多くの正しい知識をつけていきたい。

青年部会

献血活動



日時 令和6年5月26日(日) 9時~17時(受付16時)

場所 道の駅ふくしま(相馬-米沢中央自動車道 大笹生IC)



ご協力いただいた方には粗品を進呈!!
ご協力をお願いいたします。

“全血献血”の「採血基準」と「献血の間隔」

	200ml献血	400ml献血
年齢	16~69歳	男性17~69歳 女性18~69歳
体重	男性45kg以上 女性40kg以上	男女とも50kg以上
献血の間隔	◇前回200ml献血の場合、男女とも4週間後の同じ曜日から献血できます。 ◇前回400ml献血の場合、男性は12週間後、女性は16週間後の同じ曜日から献血できます。	

※200ml献血は主に若年層の初めての献血を対象としており、なるべく400ml献血をお願いしております。

※65歳以上の方の献血については、献血いただく方の健康を考慮し、60~64歳の間に献血経験がある方に限ります。



※写真は昨年度の「献血活動」の様子です。

女性部会

●三月例会

今年度最後の例会は、11日に交流サロンで開催されました。鈴木部会長による会員スピーチで「生きているということ」の演題でした。



先ず、福島南ロータリークラブの幹事としてフィリピンのセブ島を訪問し、グローバル補助金を利用して現地の女子高へパソコンを寄贈した事、又、外側からは見えにくい様々な境遇にある島民の生活の様子や、貧しくとも兄弟思いの子供達の純粋な目の輝きに感銘を受けた事等話をされ、同胞を大切にしてたくさんの方の事を学んでほしいと、私も切に思いました。

次に、介護施設を運営されている立場から、高齢者とのふれあいでは利用者さんを自分の家族と違って接する事、そして何よりも相手の気持ちにや

さしく寄り添う事の大切さを、更に私達がこれからも元気で居る為にはその人なりの目標、目的を持つ事がとても大事であると熱く話されました。交流サロンからは澄み渡った青空のむこうに、雪を抱いた吾妻連邦がくつきりと美しい姿をみせておりました。



●タオル寄贈

平成19年より女性部会員が例会のたびに持ち寄り、継続事業として行っています。

寄贈先は主に福島市社会福祉協議会で、介護施設などで幅広く活用していただいております。

●図書カード寄贈

福島法人会では小中学校の租税教室の講師を担当させていただいておりますが、その中で聴覚支援学校において手話を使った租税教室をさせていただいたことがきっかけとなり、毎年図書カードを寄贈させていただいております。



女性部会

・四月例会

今年度始めの例会は、「花見山」「浄楽園」を巡り、春を満喫してきました。

花見山は、この暖かさで一気に開花が進んだようです。レンギョウ、ヒユウガミズキ、モクレン、サクラ、等々の花咲く風景は、どこを切り取っても絵になる美しさ！30分ハイキング



コースの疲れも忘れてしまいました。途中、気象予報士の斎藤さんを見つけて写真を一枚！ふくしまの桃源郷でたくさんの元気をもらいました。

昼食は昨年古民家を改築オープンしたアヅマ36カフエにて美味しいお食事いただきました



た。

浄楽園では樹齢152年の枝垂れ桜がちょうど咲き始めたところ。松の木が丁寧に手入れされ、職人さんの思いが伝わってくるようです。茶屋で一服いただきましたながら、日本庭園の奥ゆかしさ美しさを五感で感じました。

今年度も、皆様と共に活力ある女性部会となる様、ご協力よろしくお願いいたします。



新規加入者紹介

* 新入会員のうち情報公開に同意いただいた会員のみを掲載しています

法人名	代表者	住所	業種
株式会社フルーツファーム310	佐藤 信宏	福島市笹谷字下釜20	農業(桃、梨、りんご、米)
ビットバレー合同会社	渋谷 雅史	福島市鎌田字原際31	不動産業
高田 薫	高田 薫		アンバサダー、フリータレント
ツツミ・サポート株式会社	佐藤 浩人	福島市浜田町1-6	不動産賃貸・管理
株式会社そらふく	斎藤 昌克	伊達郡川俣町飯坂字山ノ神19-1	サービス
BodyVoice株式会社	五十嵐めぐみ	福島市大笹生字井ノ面21	フィットネス・農業
株式会社M. Cビルズ	鈴木 孝典	福島市大森字日ノ下3-5	内装仕上工事業

毎週水曜日 8時40分～ FMポコにて「暮らしの税の情報」放送中♪

税金クイズ

Come on!

全問正解された方の中から抽選で3名の方に法人会の特製クオカードをプレゼント!!

たくさんのご応募、待ってまーす!

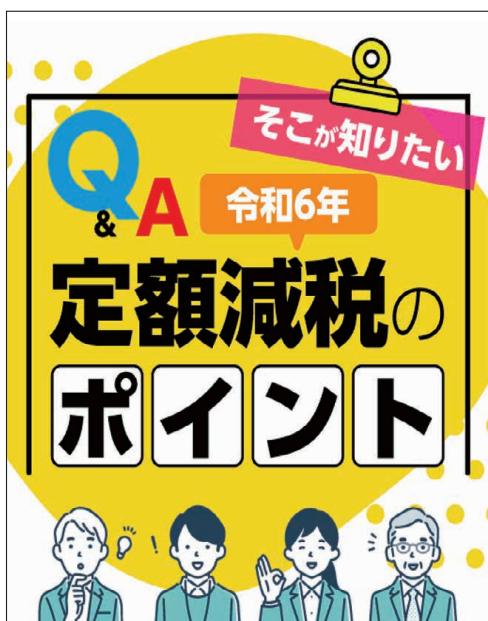
※法人会ホームページの応募フォームよりご応募下さい。
発表はお名前のみ掲載させていただきます。



- ① 税金には、いろいろな種類があります。現在、日本で適用されている税金は全部で何種類あるでしょうか？
 - ① 約25種類
 - ② 約50種類
 - ③ 約100種類
- ② 次のうち、税金がかからないのは？
 - ① 宝くじの当選金
 - ② テレビのクイズ番組の賞金
 - ③ 競馬の馬券の払戻金
- ③ 消費税は最終的にどこへ行くでしょう？
 - ① 国
 - ② 国と県
 - ③ 国と県と市町村

福島法人会会員様限定!

令和6年定額減税に関する小冊子をご希望の方に無料で差し上げます。



必要事項をご記入の上FAXにてお申込みください。
限定300部ですので無くなり次第終了しますことをご了承ください。

【申込期限：令和6年5月17日(金)】
【FAX：024-525-2311】

目次

- Q1 定額減税とは？いくら減税されるの？
- Q2 減額税の計算対象となる人は？
- Q3 いつ、どのように減税されるの？(給与所得者：所得税)
- Q4 いつ、どのように減税されるの？
(給与所得者：個人住民税)
- Q5 いつ、どのように減税されるの？(公的年金等受給者)
- Q6 いつ、どのように減税されるの？
(事業所得者・不動産所得者等)

執筆：篠藤 敦子 (公認会計士・税理士)
企画・製作：株式会社清文社

法人名		担当者名	
送付先住所	〒		
電話番号		必要部数	部



(有)郡山リペア 福島営業所

Interview

代表取締役 大河内吉勝 さん

【所在地】 〒960-0103 福島市本内字西下釜19-3
【事業内容】 リフォーム業 (家屋)
【電話番号】 0120-523-210 (フリーダイヤル)
【営業時間】 8:30~17:00
【定休日】 日曜日、祝日



Q. 会社の紹介をお願いします。

2013年に「一緒に会社をやろう!」と前の経営者と会社を興しました。その経営者が辞めるということで屋号を変更して事業を継続しています。

Q. 従業員さんは何名いらっしゃいますか?

私のほかに1名です。40社との取引や連携を持ち、案件によっては協力関係を築いています。お客様からの要望に応じて、様々な専門業者を手配し、一括して対応しています。

例えば塗装に関するものであれば、塗装屋さんをお願いして塗ってもらって、足場を組むのを足場屋さんに頼んで、というように対応しています。

Q. 業務内容を教えてください。

塗装や内装、水回り・浴室の改装、和式トイレから洋式への改修などを手がけています。外構工事も行い、駐車場やカーポートの設置なども行っています。また、墓石のクリーニングも行っており、ご要望に応じてお客様の立会いのもと、作業を行います。さらに、窓の断熱改修などの工事に関する注文をいただいています。最近では、断捨離や部屋の片づけもお手伝いしています。

Q. 距離的にどこまで来ていただけますか?

福島市、郡山市を中心に中通りでは白河市まで行っています。いわきや会津方面も呼んでもらえば行きます。

Q. クーポン事業への協賛ありがとうございます。

「ございます。クーポンに「10,000

円の工事よるこんで」とありますが、10,000円ではどのようなことをしていただけますか?

網戸の張替えや草刈り、庭の手入れなどができます。

Q. 御社のホームページにブログがありますが、大河内社長が更新しているのですか? ねずみの写真があったので、面白いなど。

はい、私が更新しています。

天井裏から物音や鳴き声がするというところで天井を外して状況を確認し掃除をしていました。作業中、ほっと一息ついているところでふっと見たらそこにねずみがいまして! 粘着シートの敷設と燻煙消毒で害獣の防除作業を完了しました。

Q. やりがいを教えてください。

お客様に「やって良かった!」と言われると嬉しくなります。

Q. HPなどに掲載のない内容も相談に乗ってもらえますか?

当社のHPや掲載内容以外のご相談も大歓迎です。まずはお電話いただき、現場を見せていただいた上で、ご要望に応じた対応をご提案いたします。

Q. メッセージまたはPRをお願いします。

家屋に関するお悩みは、どんな些細なことでもお気軽にご相談ください。当社が全力でお手伝いいたします!

